

平成19年度実施業務の評価

所属名		商工観光労政課		商工業振興 事業	
区 分		商工業振興基盤確立対策 業務			
業務の概要		商工業振興事業、商工技術振興事業、労務労働対策事業に対する補助金を交付			
業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	商工業の振興と活力あるまちづくりの推進			
	対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	商工会議所			
	手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	商工会議所が行う各商業振興事業に対し補助金を交付することにより、地域経済活性化を図る。 (事業費の2分の1以内)			
	目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	事業計画に基づき、商工会議所における商工業振興事業・商工技術振興事業・労務労働対策事業の実施により、市内事業所の経営支援や人材育成を図る。			
業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
	目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	$\frac{24 \text{ 実施事業数}}{24 \text{ 計画事業数}} = 100 \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 事業については、事業計画に基づき、商工会議所の行う各セミナー、商工振興イベントや検定事業、共済事業等を実施した。			
法律関係	法律等に基づかない業務				
	他の根拠法令等(法律・条例等)	市地域産業振興事業補助金交付要綱			
業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
	平成19年度	商工業振興基盤確立対策業務		5,900 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.161 人	1,446 千円
平成20年度	商工業振興基盤確立対策業務		5,300 千円		
業務内容の今後の方向性					
平成18年度に商工会議所と補助対象事業の内容について検討を行い、補助金交付要綱の一部(別表)を改正。補助対象事業について引き続き検討。					
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	10 点	合計点数	43 点
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	7 点		
		効率化、節約の努力はあるか	8 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	9 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	9 点		
総合評価	・大型店の出店、後継者不足が原因であれば、それに対する対応は。 ・「脆弱な経営基盤」に対して、様々な支援をしているのは理解できるが、それでも事業者が減る。つまり、成果が出ていない。 ・政策の大転換の必要、発想の転換が必要がある。 ・補助内容に対するコントロールが効いていないように聞こえる。 ・市としての研修内容についての精査・見直しは必要ではないだろうか。 ・事業所の減少、零細企業が多く、産業基盤の脆弱性は示されており、「市として何かしなければならぬ」ということは理解できた。ただし、今の手段が妥当なのかどうか、アンケート等の調査分析をしていない。 ・有効性、手段の妥当性の根拠がない。商工会議所任せで、市としての主体性が見えない。				
の受方向性評価結果を今後	補助対象となっている個別の事業の必要性とその事業効果についての分析を行い、補助メニューや実施手段について精査・見直しを行う。また、補助事業者に対しても、PDCAサイクルによる継続的な業務改善による効率的な補助事業の計画立案と実施を求める。				

平成19年度実施業務の評価

所属名		農政課		農作物病虫害防除対策 事業		
区 分		農作物病虫害防除対策 業務				
農政課による業務の現状分析(評価材料)	業務の概要		共同で実施される、病虫害発生予察に基づく適期適正な防除の実施と耕種的防除(草刈り)の推進に対し補助する。			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	農作物「米・麦」の品質向上を目指し、適期適正な防除の推進を図る。			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	近江八幡市病虫害防除協議会、大中の湖病虫害防除協議会(農業者)			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	補助金の交付 麦防除...200円/10a 水稻薬剤防除...薬剤経費×0.1 共同防除...200円/10a、集落あたり10,000円 耕種的防除...集落あたり10,000円			
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	共同水稻防除を実施している全集落における耕種的防除(組織的防除と効率的な防除)により防除回数や農薬使用量の軽減を図る。			
	業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	$\frac{72 \text{ (耕種的防除実施集落数)}}{76 \text{ (共同水稻防除集落数)}} = 94.74 \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 病虫害の発生に応じた防除と農薬を過度に依存しない防除の実施(72集落)により、農産物や周辺環境に対し安全性を高めることができた。			
	法律関係	法律等に基づかない業務				
		他の根拠法令等(法律・条例等)	近江八幡市農林水産振興事業補助金交付規程・農薬取締法・滋賀県農作物病虫害雑草防除基準により防除の指導を実施			
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
平成19年度		補助金の交付		1,684 千円		
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.135 人 866 千円		
平成20年度		補助金の交付		1,431 千円		
業務内容の今後の方向性						
環境へ配慮する観点から、耕種的防除を推進する必要がある。						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	13 点	合計点数	71 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	12 点			
効率化、節約の努力はあるか		16 点				
市として「持続可能であるか」への配慮の有無		13 点				
結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)		17 点				
総合評価	「言われたとおりに、決まったとおりに金を出す」現状を見直す努力は必要。ただし、25年度で廃止というのは評価できる。薬剤に依存しない病虫害防除のあり方、財政難から市補助金廃止という方向性の理由は理解できた。ただし、「業務点検・評価シート」の書き方に問題あり。有効性があるのに「終了」という変な理屈に見える。有効性の測定も「実施したかどうか」を根拠にするのはおかしい。					
の受け評価結果を	農作物(水稻・麦)病虫害防除対策事業自体は廃止の方向性である。これまでは農薬を使用した防除が主体的になっていた。今後は薬剤に依存しない病虫害防除のあり方を、普及啓発して、良質な米・麦の生産活動を支援していく。当面は耕種的防除(圃場に害虫や病原菌を寄せ付けない為に圃場の周囲の畦畔や範囲の除草)の推進事業を支援していく。最終的には国・県等が推し進める環境を主体においた農産物の生産や、全ての消費者が理解する環境こだわり農産物の生産のため、減肥料・減農薬の推進や農業者の自主的な安全性を重要視した生産活動の定着を図っていく。					

	所属名	都市計画課		風景づくり推進 事業		
	区 分			風景計画策定 業務		
都市計画課による業務の現状分析(評価材料)	業務の概要		景観法に基づき、市域を6ゾーンに分けた景観計画(風景計画)を年次計画を立て、住民合意形成を図りながら策定する。			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	風景づくりを総合的かつ計画的に推進する。			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市域全域			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	対象住民代表の委員会を立ち上げ、ワークショップを行いながら、区域内のルール案づくりを行い、パブリックコメントを実施し、風景計画を策定する。			
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	駅周辺より北の市街地、田園、湖畔の風景計画を策定するため、現状把握を行い、計画素案を作成する。			
	業務の点検	平成19年度達成状況		平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)		
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)		$\frac{(\quad)}{(\quad)} = A \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 市街地、田園、湖畔の3計画素案が40%出来た。		
	法律関係	任意で実施する		景観法第8条第2項		
		他の根拠法令等(法律・条例等)		-		
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
平成19年度		市街地他2の風景計画素案作成		3,465 千円		
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.505 人 3,395 千円		
平成20年度		市街地他2の風景計画策定		4,000 千円		
業務内容の今後の方向性						
市域全体を6ゾーンに区分した内、2ゾーンの計画を策定済 計画策定過程での住民合意形成の実施及びルールづくりは、自らの地域を見直し、再発見し、さらに誇りと愛着を深める効果があるため、現行計画どおり市域全域に拡大していく。						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	16 点	合計点数	80 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	15 点			
	効率化、節約の努力はあるか	15 点				
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	17 点				
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	17 点				
	総合評価	・そもそも評価に馴染まない。息の長い計画であれば、それに合わせた「目標達成度の確認」方法を考えるべき。(例えば「反省」) ・伝承、自然に出来た景観、コミュニティ、「守る団体への新メンバーの増加」という評価項目は納得できる。 ・10年後、20年後の関連事業の評価をどうしていくのが課題ではないか。 ・「評価」をどうしていくのかということについての整理が必要と思われる。(事業自体は価値の高いもの。) ・事業の必要性は一定程度理解できたが、根拠に不明確な点がある。 ・アンケートを採っているが、自治会長や関係団体など、当該事業に理解を得られやすい人から恣意的にとっている。このアンケートの結果と、「事業計画の実施において住民の理解を得ることが難しい」という担当の課の説明は矛盾しているようにも見える。サイレント・マジョリティへの配慮が少ない。				
の受 方け 評 価 性 の 結 果 を 今 後	目標の達成や評価については、5年毎に各景観地域(6ゾーン)における風景資産周辺の風景を写真記録し、10年毎に風景の変化等をチェックし、計画時における「目標イメージ」と対比してその度合いを数値等で示すことを検討する。 また、住民との合意形成については、これまでも計画段階においてできる限り多くの住民の参画を企画する等の工夫をしてきた。今後は、学校教育や生涯学習との連携により景観教育としての取り組みを検討する。					

平成19年度実施業務の評価

所属名		住宅課		住宅施設維持管理 事業		
区		分		市営住宅維持管理 業務		
業務の概要		市営住宅を適正に維持管理していくために必要な修繕・改修等を行うことにより、入居者に快適な住宅を提供するとともに、住宅資産の価値を保持する。				
業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	入居者に快適な住宅の提供を行なうため、市営住宅の維持管理を行なう。				
	対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市営住宅				
	手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	入居者からの修理依頼を受けて、修繕箇所(内容)の確認を行い、修繕業者に発注して実施。				
	目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	入居者からの修理依頼を受け、修繕箇所(内容)の確認をし、修繕業者に発注して実施する。				
業務の点検	平成19年度達成状況 目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)				
		$\frac{689 \text{ (修理実施件数)}}{689 \text{ (修理依頼件数)}} = 100 \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 住宅の老朽化に伴う雨漏れや、それに付随する天井・床修繕等を実施した。 (平成18年度は、785件・48,716千円)				
法律関係	義務的に実施する	公営住宅法第21条(修繕の義務)				
	他の根拠法令等(法律・条例等)	公営住宅法第15条(管理義務)				
業務に要した経費	年度区分	業務内容			決算額・決算見込み額	
	平成19年度	市営住宅維持管理業務			29,922 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額			0.4 人	3,275 千円
	平成20年度	市営住宅維持管理業務			45,000 千円	
業務内容の今後の方向性						
修理範囲の明確化、負担割合の検討。 消耗品的な物については、材料代として一部負担を徴収。						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	13 点	合計点数	61 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	15 点			
		効率化、節約の努力はあるか	13 点			
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	8 点			
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	12 点			
総合評価	・市全体の「社会保障」についての考え方のもとに位置づけるべき。時代遅れかもしれない。 ・指定管理の導入も(佐賀市、横浜市が導入)検討とのこと。併せて、市の住宅政策全体のあり方も是非議論して頂きたいと感じた。 ・指定管理者制度になじむかどうかは、よく精査いただきたいところ。 ・維持管理業務の必要性、妥当性は理解できた。ただし、市の住宅政策の方向性が見えにくいので、どういう将来見通しの下で、当該事業をしているのかが不明確。					
の受 向け 評価 性の 結果 今後を	「市営住宅維持管理業務」としては、市が住宅を提供している限り、住環境の整備の観点において必要なことであるが、今後市の方針として「公営住宅ストック総合活用計画」や「地域住宅計画」の策定や見直しを行い、それに基づいて業務を行っていく。					

平成19年度実施業務の評価

5

	所属名	土木管理課		緑化重点地区整備 事業		
	区 分	緑化重点地区整備 業務				
土木管理課による業務の現状分析(評価材料)	業務の概要		自然と人間の共生する緑豊かな生活空間である都市公園整備を推進することにより、近江八幡市緑の基本計画に沿って市民の豊かさ、潤い、安らぎを実感できる生活環境の形成に寄与する。			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	自然と人間の共生する緑豊かな生活空間である都市公園整備を推進することにより、近江八幡市緑の基本計画に沿って市民の豊かさ、潤い、安らぎを実感できる生活環境の形成に寄与する。			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	近江八幡市緑の基本計画に基づく緑化重点地区総合整備計画			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	近江八幡市緑の基本計画に基づき上田町地先にある上田第1公園並びに西宿公園の整備を行う。			
		目標(成果目標) 平成19年度の達成 すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	近江八幡市緑の基本計画に基づく緑化重点地区総合事業計画により、上田町地先にある仮称上田第1公園の整備を行う。			
	業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) $\frac{(\text{整備した公園数 } 1)}{(\text{整備する公園数 } 1)} = 100 \%$			
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	目標数値の設定根拠・目標に対する実績 評価・・・A 上田第1公園の整備は完了した。			
	法律関係	任意で実施する	都市緑地法第4条			
		他の根拠法令等(法律・条例等)	近江八幡市緑の基本計画			
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
平成19年度		施設整備(上田)		42,697 千円		
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.21 人	2,662 千円	
平成20年度		用地取得、施設整備(西宿)		52,894 千円		
業務内容の今後の方向性						
緑の基本計画に基づき、西宿公園、中小森公園、十王公園を整備をする。						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	15 点	合計点数 69 点		
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	13 点			
	効率化、節約の努力はあるか	16 点				
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	12 点				
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	13 点				
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり、景観保全など、他の関連事業との連携をもう少し考えるべきであろう。 見直しに際しての関係施策との十分な調整を期待。 必要性の説明が十分でない。 					
受ける方向性の今後を	西宿公園については寄附に伴う整備であり、補助事業により20・21年度で整備することとしますが、今後の公園整備につきましては、緑の基本計画を基にしながら、市関係機関・県関係機関、民間開発等も視野に入れながら、市民にとっての憩いの場・安らぎの場等としての、必要性・有効性・他の機能など含めた中で検討し、整備をすることとしていきたい。					

平成19年度実施業務の評価

	所属名		幼児課		家庭支援活動 事業		
	区		分		家庭支援活動 業務		
幼児課による業務の現状分析 (評価材料)	業務の概要			保育所に入所している児童の日常生活における基本的な習慣や態度の涵養について、家庭環境に対する配慮等、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童やその家庭等に対して、助言や指導を行うとともに、研修等を実施する。			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	日常生活における基本的な習慣や態度の涵養				
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	公立保育所入所児童及びその家庭(八幡保育所、桐原保育所、武佐保育所)				
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	保護者に対する研修会の実施や保育士による家庭訪問の実施				
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	保護者の自己啓発の促進と保育士の指導助言能力の向上を図ることにより、保育を行う上で特に配慮の必要な児童に対し支援を行う。				
	業務の点検	平成19年度達成状況		平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)		$\frac{(\quad 193 \quad)}{(\quad 193 \quad)} = 100 \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 支援児童数 / 要支援児童数 支援の必要な家庭に基本的な習慣を支援できた。			
	法律関係	国や県の制度に基づき実施		滋賀県家庭支援推進保育事業実施要綱			
		他の根拠法令等(法律・条例等)		-			
	業務に要した経費	年度区分	業務内容			決算額・決算見込み額	
平成19年度		研修会の開催 家庭訪問の実施 研修会への参加			2,550 千円		
		業務に要した人員数及び人件費相当額			0.11 人 1,021 千円		
平成20年度		研修会の開催 家庭訪問の実施 研修会への参加			1,911 千円		
業務内容の今後の方向性							
支援の必要な児童及びその保護者は増加している状況から継続して実施する。							
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	12 点	合計点数	71 点		
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	14 点				
	効率化、節約の努力はあるか	15 点					
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	15 点					
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	15 点					
	総合評価	・時節柄、この種の事業・業務の社会的ニーズは高まっていると考えられるが、事業の「優先順位」を考えるべき。 ・需用費を削っていくということだが、マイナスの影響がどのように出るのかということについて、精査が必要ではないかと思われる。 ・事業の必要性は理解できた。育児放棄や児童虐待等の対策もこの事業でカバーするなら、存続の必要性があるかと思われる。 ・県の補助等が下がってきていることもあり、活動費の精査を行うという担当課の説明には、節約と持続可能性への配慮が見られる。					
の受け評価の結果を今後を	乳幼児期は、就学前児童の成長にとって大切な時期であり、配慮の必要な児童も多く、適切な支援をしていかなければならないと考えている。本業務については、事業経費にかかる課題はあるが、できる限りの工夫を加えながら、継続できるように努めていきたい。						

平成19年度実施業務の評価

所属名		三世代交流課(生涯学習グループ)		公民館運営 事業		
区 分		公民館生涯学習推進事業委託 業務				
業務の概要		实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、各学区公民館において、現代的課題の解決と、住民の学習ニーズに応えた学習プログラムの提供を行う。				
業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	地域住民が様々な学習をおこなうことで自らの知識と経験を高め、次に、その学習成果を地域に還元することで地域における自らの存在価値を実感し、自己実現を図る。				
	対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	地域住民				
	手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	各学区生涯学習推進委員会に業務を委託し、必須メニューである現代的課題の解決に向けた学習と、地域の特性を生かした学級・講座や各種教室の実施をおこなう。				
	目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	各公民館において生涯学習の推進に向けた取り組みとして講座、教室、文化祭等を開催 人権に関する学習機会の提供として「住み町」等を開催 子育て支援の取り組みを実施				
業務の点検	平成19年度達成状況 目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)				
		$\frac{(\quad)}{(\quad)} = \#DIV/0! \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:A) 各公民館において生涯学習の推進に向けた取り組みとして講座、教室、文化祭等を開催 人権に関する学習機会の提供として「住み町」等を開催 子育て支援の取り組みを実施した。				
法律関係	任意で実施する	社会教育法第20条(目的)・第22条(公民館の事業)				
	他の根拠法令等(法律・条例等)	近江八幡市公民館の管理運営に関する規則第3条				
業務に要した経費	年度区分	業務内容			決算額・決算見込み額	
	平成19年度	事業委託(・学区民のつどい・文化祭・公民館利用者同和問題研修会・住みよい町づくり推進講座)			4,156 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額			2,184 人 15,751 千円	
平成20年度	事業委託(・学区民のつどい・文化祭・公民館利用者人権問題研修会・住みよい町づくり推進講)			4,250 千円		
業務内容の今後の方向性						
平成22年度以降の生涯学習の推進については現在検討中であるが、中央公民館体制の強化とともに事業は継続する。						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	8 点	合計点数	37 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	9 点			
		効率化、節約の努力はあるか	11 点			
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	4 点			
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	5 点				
総合評価	・そもそも社会教育、生涯教育、地域の中での子育てなど、意味は理解できるが、意義は感じない。基本から再考すべきである。 ・自治の充実が目的とのことだが、このために行政がいかなる役割を担うのか、ということについての説明があいまい。 ・いろんな事業が並べられているが、何のためにこれらをやっているのか、明確な説明が得られない。 ・社会教育、生涯学習として何をしたいのかが、全く見えない。					
の受け評価結果を今後	平成18年の教育基本法等の改正により地域で家庭教育・子育てなど相互連携をすることが位置付けられ、社会教育においてもやらなければならないとなりました。そこで、平成22年4月から中央公民館を充実し、この事業を中央公民館で行う予定です。さらに、現在、本市生涯学習基本構想の見直し中で、行政・市民・事業所・地域等の役割分担を明確にすることも含めて、今年度中にその方向付けを行う予定です。					

	所属名	三世代交流課(生涯スポーツグループ)		学校体育施設開放 事業	
	区 分	学校体育施設開放 業務			
三世代交流課(生涯スポーツグループ)による業務の現状分析(評価材料)	業務の概要		市民のスポーツ活動の場として学校教育に支障の無い限り、学校体育施設を開放し地域スポーツの振興を図る。		
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	地域スポーツ活動の場の提供と地域スポーツの振興・発展のため		
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市民		
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	市内8学区の学校体育施設開放運営委員会に管理・指導を委託して実施(学校体育施設利用者の調整および施設の管理)		
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	利用人数の増加		
	業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)		
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	$\frac{51345}{61021} = 84.14\%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:A) 今年度実績(分子) / 昨年度実績(分母)		
	法律関係	任意で実施する	スポーツ振興法 第13条(学校施設の利用)		
		他の根拠法令等(法律・条例等)	-		
	業務に要した経費	年度区分	業務内容	決算額・決算見込み額	
平成19年度		市内8学区の学区体育施設開放運営委員会への委託料と消耗品費	2,016 千円		
		業務に要した人員数及び人件費相当額	0.082 人	690 千円	
平成20年度		市内8学区の学区体育施設開放運営委員会への委託料と消耗品費	1,750 千円		
業務内容の今後の方向性					
地域スポーツ振興の場として必要であり、業務内容は現行で継続していくが、委託料の設定については検討課題である。(総合型地域スポーツクラブが設立された時点で(2010年まで)で業務内容の検討を加える。)					
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	15 点	合計点数	73 点
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	15 点		
		効率化、節約の努力はあるか	13 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	16 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	14 点		
総合評価	・平凡な事業、担当職員(市職員)の存在を考えればマイナスか。 ・経費の収支があいまいと思われる。もう少し説明が必要である。 ・利用料の見直しについては、もう少し明確な方向性を示して欲しい。その他の点は、概ね理解できた。				
の受け評価結果を今後	学校体育施設開放事業は、市民の身近なスポーツ活動の場として、生涯スポーツの振興に大きく寄与してきた。現在においてもその役割については、低下したのではないと考えている。更に、本市には、設立できていないが、国が設立を推し進めている地域総合型スポーツクラブの活動拠点となる事業である。今後は、総合型スポーツクラブの設立状況を見据えながら、委託内容の見直しを進めて行く。				

所属名		会計課		庁用物品集中購入 事業									
区 分		庁内一部物品集中購入業務 業務											
会計課による業務の現状分析 (評価材料)			庁内で使用する一部の消耗物品について一括購入し、各課に現物支給を行う。										
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	集中購入による適正管理										
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	各所属が使用する一括購入消耗品										
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	用紙については単価契約による随時発注を、印刷物については見込数量等に基づく一括発注を行い、月に一度各所属の払出請求書により、必要数を現物支給する。										
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	一部物品(文書処理票など)の適正管理のため、一括購入を行い、各所属からの請求に基づき払出の処理を行なう。										
	業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)										
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	<table border="1"> <tr> <td>(66790 払出件数)</td> <td>=</td> <td>100</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>(66790 請求件数)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>目標数値の設定根拠・目標に対する実績</p> <p>消耗品払出請求口数</p>				(66790 払出件数)	=	100	%	(66790 請求件数)		
	(66790 払出件数)	=	100	%									
	(66790 請求件数)												
	法律関係	義務的に実施する	地方自治法第170条、171条										
他の根拠法令等(法律・条例等)		近江八幡市会計管理者の補助組織設置規則第2条第16項 近江八幡市財務規則第155条											
業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額									
	平成19年度	庁内で共通して使用する一部物品の集中購入および現物支給業務		3,522 千円									
		業務に要した人員数及び人件費相当額	0.205 人	1,759 千円									
平成20年度	庁内で共通して使用する一部物品の集中購入および現物支給業務		4,180 千円										
業務内容の今後の方向性													
庁内共通用品(文書処理票など)について、一括購入を行い、各課からの必要分を払い出すことにより適正管理に努める。また、消耗品の削減を図るため各課の在庫の軽減化や印刷物の仕様等													
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	10 点	合計点数 60 点									
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	11 点										
	効率化、節約の努力はあるか	9 点											
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	15 点											
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	15 点											
	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト削減目標で少しずつ削減、ということは理解できるが、他の自治体を見学する、情報収集することを考えて欲しい。「もうける」ことも考えるべきで、調査すべきであろう。 ・より合理的な方法があるとのこと。改革する場合も、今後の改革方向についてもモニタリングが要るのではないかと、今から考えておくべきではないか。 ・人件費がかかり過ぎという認識があることは理解できたが、解決策の考慮が不十分。他の手段も幅広く考慮されたい。 											
向け性で評価結果を受け	用紙類については、平成22年度までに、各所属での直接購入へ切り替えていく方針(単価契約については、会計課にて実施)。また、封筒類については、広告事業とあわせてコスト削減を図り、用紙類と同じく将来は会計課にて単価契約をし、各所属での直接購入に切り替えていく方向ではあるが、その他の庁用物品についても、各課での事務処理経費・人件費を含めたコスト分析を行い、より効率的な手段についても積極的に模索していく。												

平成19年度実施業務の評価

10

所属名		地域福祉課		社会福祉協議会活動 事業		
区 分		社会福祉協議会活動 業務				
地域福祉課による業務の現状分析(評価材料)	業務の概要		地域福祉活動の中核的な組織である社会福祉協議会に対して、地域や在宅の福祉の推進に向け、能率的運営と組織的活動を促進するため補助を行う。			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	社会福祉の増進を図る			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	社会福祉法人 近江八幡市社会福祉協議会			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	事務局運営費、地域福祉活動費、学区社会福祉協議会活動費、各種福祉団体活動費、市社会福祉大会開催費、ふれあいまちづくり事業費等の実支出額に基づき予算の範囲内で補助金を交付する			
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	事務局運営費、地域福祉活動費、学区社会福祉協議会活動費、各種福祉団体活動費、市社会福祉大会開催費、ふれあいまちづくり事業費等、事業計画に基づき適切な運営を行う。			
	業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) $\frac{(\quad)}{(\quad)} = \#DIV/0! \quad \%$			
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:A) 事務局運営費、地域福祉活動費、学区社会福祉協議会活動費、各種福祉団体活動費、市社会福祉大会開催費、ふれあいまちづくり事業費等、事業計画に基づき適切な運営できた。			
	法律関係	任意で実施する	近江八幡市社会福祉法人助成条例第2条			
		他の根拠法令等(法律・条例等)	近江八幡市社会福祉関係団体等事業補助金交付要綱、近江八幡市補助金に係る予算の執行の適正化に関する規則			
	業務に要した経費	年度区分	業務内容			決算額・決算見込み額
平成19年度		地域福祉活動の推進を実施するための社会福祉協議会に対する補助。			25,735 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額			0.55 人 5,234 千円	
平成20年度		地域福祉活動の推進を実施するための社会福祉協議会に対する補助。			25,655 千円	
業務内容の今後の方向性						
平成19年度に400万円を減額した。今後は事業内容等につき検討する。						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	8 点	合計点数	39 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	8 点			
	効率化、節約の努力はあるか	8 点				
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	8 点				
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	7 点				
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> 福祉という分野におけるニーズの高まりの中で、資金とマンパワーが減る。このジレンマを解決する方策を考えるべきである。 社会福祉協議会と市の責任、役割分担の整理が必要である。 他施策との調整はあいまいである。 毎年、税金を投入しながらも、効果の把握、支出に見合う成果の把握のための努力が見られない。 社会福祉協議会が「～した。」「～した。」と言っているだけで、費用対効果の把握の努力もせず、金を配っているだけにしか見えないが。 					
の受け評価結果を今後	社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に規定する事業を行うことで、地域福祉への推進を図ることを目的とする団体である。社会福祉に関する活動への住民参加のための活動等、行政が実施主体となりにくい業務を実施されている。これらを行う活動補助でありふれあいサロン事業については、成果・課題等について報告をもらい検証を行っている。今後、各事業について単なる実績報告だけでなく、行政の責務として成果(アウトカム)の把握に努め、社会福祉の増進を図るための検証を行っていく。					

所属名		地域福祉課		福祉バス運行 事業		
区 分		福祉バス運行 業務				
地域福祉課による業務の現状分析(評価材料)	業務の概要		福祉バスを運行し、社会福祉関係団体の活動や社会的弱者の社会参加を促す。			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	社会福祉活動の円滑化			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	社会福祉団体・社会的弱者			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	バス運行申請に基づき使用内規と照合し許可書を発行。 バスの予約により運行管理を民間運転業者に委託し、バスの運転と保守点検を行う。			
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	利用団体に対して福祉バスの安全な運行を提供する。			
	業務の点検	平成19年度達成状況		平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)		
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)		$\frac{(\quad)}{(\quad)} = \#DIV/0! \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:A) 利用団体に対して福祉バスの安全な運行を提供できた。		
	法律関係	法律等に基づかない業務				
		他の根拠法令等(法律・条例等)		近江八幡市福祉バス設置規則 近江八幡市福祉バス使用内規		
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
平成19年度		民間運行代行業者によるバス運行業務及び保守点検費用		5,108 千円		
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.15 人	1,266 千円	
平成20年度	民間運行代行業者によるバス運行業務及び保守点検費用		4,495 千円			
業務内容の今後の方向性						
平成17年度より受益者負担実施により現行どおりとする。						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	5 点	合計点数 35 点		
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	8 点			
	効率化、節約の努力はあるか	7 点				
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	7 点				
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	8 点				
	総合評価	・他の方法(手段)に替えるか。あるいは、業務自体を休止する必要がある。 ・受益者負担と利用率向上が重要と思われる。 ・1人あたりのコストが高い。 ・「福祉」「福祉」と担当課は言っているが、内容を聞いてみると単なるバスを安価で貸すというものであった。なぜ必要なのか。なぜ市が費用の一部を負担すべきものなのか、理解が得られなかった。				
の受付け評価結果を今後	福祉バスは、設置目的にあるように社会福祉事業の振興を図り、社会的弱者の自主的な社会参加を促すとともに、社会福祉活動の促進を目的としている。また、社会福祉法には社会福祉に関する活動を行う者等は、社会経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努められなければならないとあり、福祉バスの設置は、社会福祉団体が利用されることで外出する機会の促進にも繋がっており、地域福祉の推進には重要な役割を担っている。今後も、社会福祉活動の円滑化を図るために、福祉バスの利用効率・利用対象・利用方法等の様々な検討を行ない、バス保有者としての行政の積極的な取り組みと、バス利用による社会福祉活動拡充の成果把握に努めていく。					

所属名		高齢・障がい生活支援センター		老人福祉対策 事業	
区 分		敬老祝金事業 業務			
業務の概要		88歳および99歳の高齢者に対して、祝金を支給し、敬老の意を表するとともに、福祉の増進を図る。			
業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	敬老の意を表するとともに、福祉の増進を図る			
	対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	米寿(88歳)、白寿(99歳)を迎える高齢者			
	手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	米寿者には肖像写真を、白寿者には祝金(50,000円)を支給する			
	目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	敬老の意を表し、祝金等を支給する			
業務の点検	平成19年度達成状況 目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
		$\frac{(171)}{(205)} = 83.41\%$			
		目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:B) 米寿、白寿の高齢者のうち、希望される方々に市長訪問を実施し肖像写真および祝金の給付を実施した			
法律関係	義務的に実施する		近江八幡市敬老祝金条例		
	他の根拠法令等(法律・条例等)		-		
業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
	平成19年度	88歳および99歳の高齢者に対して、祝金を支給した		2,657 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.288 人	1,729 千円
	平成20年度	88歳および99歳の高齢者に対して祝金を支給する		1,112 千円	
業務内容の今後の方向性					
平成20年度から白寿を減額し(10万円から5万円に減額)、居住の要件を市内に1年以上から10年以上とする					
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	7 点	合計 35 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	7 点		
		効率化、節約の努力はあるか	9 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	7 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	5 点		
	総合評価	・高齢者を敬うのは理解できるが、「パラマキ」の典型であろう。金額は大したことはないが、コンセプトがまずい。 ・もしも今後見直しをする場合には、全庁的に祝金・給付金事業での整理も必要となるかもしれない。 ・なぜ、金を渡すと福祉が増進されるのか、論拠が不明。 ・「市長が来訪して祝うことに喜んでい」という担当課の説明は、当を得ているが、なぜ、現行措置ような結論に至っているのか、判断根拠が不明である。			
の受け付け方向性の結果を今後	白寿のお祝(現金50,000円)については、現金の給付が明確に本人の福祉増進につながるものであるとはいいたい面があり、また現金の給付よりも直接市長が訪問してお祝いを述べられることにご本人が喜ばれることから、現金以外に記念品として相応しいものがないか選定について検討していきます。				

	所属名	高齢・障がい生活支援センター	介護予防特定高齢者施策事業(地域支援事業)	
	区分	運動器の機能向上事業(マシン筋力トレーニング) 業務		
高齢・障がい生活支援センターによる業務の現状分析(評価材料)	業務の概要		運動器の機能向上が必要な虚弱高齢者を対象に、要介護状態にならない期間をできるだけ維持することを目的に機器を用いた運動を取り入れた内容で筋力トレーニングを実施する。高齢者がこの場に参加することにより、この場での体験を通して日常生活においても介護予防の取り組みの意欲や活動性が高まることを目的とする。	
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	要介護状態への移行を予防する。	
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	近江八幡市の住民であり、近江八幡市が決定した特定高齢者で運動器の機能が低下している高齢者。	
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	生活機能評価により選定し、地域ケア会議において検討した結果、必要と判断された対象者に機器等を使った筋力トレーニングを取り入れた内容で事業を実施。指定の内容をメディカル・フィットネスセンターヴォーリスに委託して実施。	
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	1ヶ所で週2回(火・金)実施。 年間合計103回実施する。	
	業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) $\frac{(\quad 103 \quad \text{回})}{(\quad 103 \quad \text{回})} = 100 \quad \%$	
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	目標数値の設定根拠・目標に対する実績 1ヶ所で週2回(火・金)、年間合計103回のトレーニングを実施し、延べ834人が利用した。	
	法律関係	義務的に実施する	近江八幡市介護基本条例第26条	
		他の根拠法令等(法律・条例等)	地域支援事業実施要綱 介護保険法第115条38 第1項第1号	
	業務に要した経費	年度区分	業務内容	決算額・決算見込み額
平成19年度		需要費:59 委託費:4,635 役務費:450 合計:5,144 生活習慣病健診結果等により選定し、地域ケア会議において検討した結果、必要と判断された者を対象者に選定。機器等を用いた筋力トレーニングを委託実施。	5,144 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額	0.395 人	2,331 千円
平成20年度		委託費:4,680 通信運搬費:82 コピー代:102 燃料費:50 合計:4,914 生活機能評価により選定し、地域ケア会議において検討した結果、必要と判断された者を対象者に選定。機器等を用いた筋力トレーニングを委託実施。	4,914 千円	
業務内容の今後の方向性				
マシン筋力トレーニングについては、定期的にトレーニングを行うことで利用者の生活の質の向上が見られており要介護状態への移行を遅らせることにつながり効果がみられている。今年度も継続して事業を実施していくが、事業終了者への支援内容を検討していく必要がある。				
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	12 点	合計点数 67 点
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	13 点	
		効率化、節約の努力はあるか	12 点	
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	15 点	
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	15 点	
	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・まだまだ、これから「試行」の段階。 ・市の特別会計上での削減効果については説明が問われていくのではないかと。 ・当面は定員の充足が課題と思われる。 ・実際の利用者数を見ると、当初の需要見積もりが大きすぎないか。 		
の受 方 向 性 の 評 価 結 果 を 後	介護予防を目的として国で開発された特別メニューであり、全国的にも介護予防事業全体が試行段階であることから、継続してサービスの必要性と共に費用対効果についての評価を進めていきます。また、もう一方で進めている一般高齢者を対象とした介護予防の取り組みを推進することで、本事業の目的の一部を補うことが出来るため、特定と一般の両輪で進めていくことで介護予防事業全体の評価と見直しを図っていきます。また需要見積もりは1開催における利用最大人数を元に算出していることから、定員枠最大の人数を需要見込みとしています。この2年の間に事業の認知度も徐々に高まり、最近では問い合わせも頻回にあることなどからサービスの周知を徹底する等定員枠の最大利用をすすめていきます。			

所属名		秘書広報課		広聴広報活動 事業		
区		分		広報紙発行 業務		
秘書広報課による業務の現状分析(評価材料)		業務の概要		広報紙を毎月2回(1日号・15日号)発行。ただし8月・1月は15日号の発行なし。自治会を通じて各世帯へ配布する。各施設(市・民間)に配置する。		
		業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	行政の施策への理解、市民意識の向上、市・市民の協働の推進、市民の出席・参加の促進など。		
			対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	全世帯		
			手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	各課・市民通信員・活動団体などから原稿・情報を集めパソコンによりDTP編集する。データを印刷会社で印刷し各世帯に配布する。原則、月2回発行。		
			目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	市民への情報媒体として、年22回発行。		
		業務の点検	平成19年度達成状況		平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)	
			目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)		$\frac{(\quad 22 \quad \text{回})}{(\quad 22 \quad \text{回})} = 100 \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 24,300部発行/25,567世帯 (発行回数:100%、効果:適切に各課等の情報を流せた。)	
		法律関係	法律等に基づかない業務			
			他の根拠法令等(法律・条例等)		近江八幡市広報発行規定第1条・第2条・第4条	
		業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額
平成19年度	広報紙発行 市民通信員		11,648 千円			
	業務に要した人員数及び人件費相当額		1.47 人 11,249 千円			
平成20年度	広報紙発行 市民通信員 くらしの便利帳		13,748 千円			
業務内容の今後の方向性						
市としての広報戦略の確立 紙面改定・掲載内容の取捨選択 配布方法(新聞折込等) 各学区別も含めた市全体の配布物と、自治会との検討が必要						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ		11 点	合計点数 67 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ		12 点		
		効率化、節約の努力はあるか		13 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無		16 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)		15 点		
評価	・どれだけ市民に読んでもらっているか、内容を理解してもらっているかという、成果(アウトカム)を測る努力がみられない。 ・効率性について見直していく必要があるのではないかと。 ・効率化の努力、節約、配布方法の検討の努力は理解できた。					
の受け評価結果の今後	市民との協働のまちづくりを進めていくため、広報の役割は重要であると言える。確かに、今回の評価結果が示すとおり、広報を発行し配布しているというだけで終わっては、役割を果たしているとは言えない。今後は、今までの手にとって読んでもらえる広報作りへの努力に加えて、読んでもらっているか、また、理解してもらっているかをアンケートなど方法を考え測っていきたい。また、行政からの情報発信についてを市全体で考え、情報伝達手段の成果結果から、効率的な情報発信をしていけるよう考えていかなければならない。					

	所属名	まちづくり支援課		国際交流 事業		
	区 分	外国人窓口相談 業務				
まちづくり支援課による業務の現状分析(評価材料)	業務の概要		在住外国人の半数以上を占める南米出身者等の日常生活を支援するため、外国人窓口相談員2名を設置する。			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	在住外国人の生活支援及び多文化共生への理解促進及び多文化共生による住みやすいまちづくりを目指す			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	在住外国籍市民等			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	外国人窓口相談員(ポルトガル語、英語対応)の2名設置			
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	在住外国人の半数以上を占める南米出身者等の生活相談に対する支援のために、外国人窓口相談員2名を設置し日常生活支援を行う。			
	業務の点検	平成19年度達成状況		平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)		
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)		$\frac{(\quad)}{(\quad)} = \#DIV/0! \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:A) 外国人窓口相談員2名を配置し、865件の相談を行い日常生活支援を行った。 (相談件数)平成18年度1,013件、平成19年度865件		
	法律関係	法律等に基づかない業務				
		他の根拠法令等(法律・条例等)		-		
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
平成19年度		外国人窓口相談員(ポルトガル語、英語対応)の設置にかかる賃金及び出張旅費、ポルトガル語広報紙作成にかかる用紙代		4,604 千円		
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.006 人 52 千円		
平成20年度		外国人窓口相談員(ポルトガル語、英語対応)の設置にかかる賃金及び出張旅費、ポルトガル語広報紙作成にかかる用紙代		4,832 千円		
業務内容の今後の方向性						
窓口業務における文書等の多言語表記など、全庁的な取り組み推進、及びボランティア等の発掘、育成、活用やNPOとの連携により、業務の充実を図る。						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	11 点	合計点数	44 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	10 点			
	効率化、節約の努力はあるか	11 点				
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	7 点				
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	5 点				
	総合評価	・公(行政)の責任範囲の確定が必要。 ・公営住宅、病院、学校等、日本人並の対応すべきであるが、それは日本人(近江八幡市民)と「同じ」ということで、特に手厚い対応は不必要。なお、外国人を呼び寄せている派遣会社との連携(指導)が必要。 ・市の受入方針、責任があいまい。 ・単純に予算で割ってみると相談1件5000~6000円というのは高すぎないか。 ・市として「どこまでやるか」の決めがない。				
の受方向性評価結果を今後	国に対し、地方自治体として関わるべき指針等を早期に示すよう働きかける。 関係課と協議を行い、市としてどこまで行政サービスを行って行くのか方向性・目安を決めていく。 企業に対し、果たすべき責任を明確化し、啓発を行っていく。					

所属名		まちづくり支援課		国際交流 事業			
区 分		財団法人 近江八幡市国際協会 支援 業務					
まちづくり支援課による業務の現状分析(評価材料)		業務の概要		本市の国際交流事業の大部分を担う財団法人近江八幡市国際協会の海外友好都市事業・国際交流啓発事業、在住外国籍市民支援事業、交流情報紙事業、財産管理運営費への補助を行う。			
		業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	財団法人近江八幡市国際協会による本市の国際交流事業の推進により市民の国際理解意識の高揚及びそれに伴う多文化共生による住みやすいまちづくりを目指す			
			対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	財団法人 近江八幡市国際協会			
			手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	協会の事業費見積により積算。補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で交付。			
			目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	本市の国際交流事業の大部分を担う財団法人近江八幡市国際協会の海外友好都市事業・国際交流啓発事業、多文化共生推進のための講座、市民のつどい開催等の在住外国籍市民支援事業、交流情報紙発行事業、財産管理運営費への補助を行う。			
		業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) $\frac{(\text{2027 参加者数})}{(\text{2104 定員数})} = 96.34 \%$			
			目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	目標数値の設定根拠・目標に対する実績 グランドラピッズ市及び密陽市との中学生交流を行うとともにミシガン州友好親善使節団派遣し、多文化まるごと講座、市民国際交流のつどい、ワールドアミーゴクラブ(毎週)を開催し、合計2,027名の参加者を得ることが出来た。			
		法律関係	法律等に基づかない業務				
			他の根拠法令等(法律・条例等)		財団法人 近江八幡市国際協会事業費補助金交付要綱		
		業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
平成19年度	財団法人 近江八幡市国際協会への補助金の交付		800 千円				
	業務に要した人員数及び人件費相当額		0.404 人	3,440 千円			
平成20年度	財団法人 近江八幡市国際協会への補助金の交付		700 千円				
業務内容の今後の方向性							
公益法人制度改革に関し、市としての方向性を検討する上において、運営体制等組織の見直しを図る。補助金の補助率の設定を行う。							
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	13 点	合計点数	44 点		
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	8 点				
効率化、節約の努力はあるか		8 点					
市として「持続可能であるか」への配慮の有無		8 点					
結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)		7 点					
総合評価	見直しとのこと。市の責任をしっかりとっていただきたい。 現状は相当程度問題のある状況。ただし、担当者個人の見解を聞くと、早急にどうにかすべきという認識と具体的な方向性を持っていることが見られた、今後は個人的見解にとどめず、市としての決定につなげてほしい。						
の受けての今後の評価結果を	今後の財団のあり方について、清算も含めて早急に協議を行う。 現在の受託事業について、今後のあり方について関係各課と協議を行う。 市が行うべき業務、国際協会が行うべき業務等の仕分け・方針を確立していく。						

所属名		地域文化課(かわらミュージアム)		かわらミュージアム施設維持管理 事業		
区 分		施設維持管理業務 業務				
地域文化課(かわらミュージアム)による業務の現状分析(評価材料)	業務の概要		八幡瓦を始めとした本市の歴史や文化をPRする当館施設を維持管理するために必要な保守点検・営繕・清掃等の業務			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	本市の町づくり事業の一環として建設された教育・文化施設として維持管理をしていく。			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	かわらミュージアム			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	館内外の日常点検や決められた法定点検を実施し施設維持管理に努める。(電気設備保守点検・エレベーター保守点検など)			
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	館内外の日常点検や決められた法定点検を実施し施設維持管理に努める。			
	業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	$\frac{(\quad)}{(\quad)} = \#DIV/0! \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:A) 館内外の日常点検や決められた法定点検を実施し施設維持管理を行った。			
	法律関係	義務的に実施する	かわらミュージアムの設置及び管理に関する条例			
		他の根拠法令等(法律・条例等)	-			
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
平成19年度		施設維持管理事業		8,802 千円		
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.2 人	1,954 千円	
平成20年度		施設維持管理事業		12,346 千円		
業務内容の今後の方向性						
部内の運営検討会での協議結果を踏まえて全庁的な検討協議を進め、今後の方針を決定する。						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	15 点	合計点数	72 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	14 点			
効率化、節約の努力はあるか		15 点				
市として「持続可能であるか」への配慮の有無		15 点				
結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)		13 点				
総合評価	・抜本的な見直しが必要。博物館/観光、以外の第3の道もあるのではないが。 ・博物館として維持していくのが、観光に位置付けるのかという議論中とのこと。政策転換の重要な局面と思われる。 ・「見直す」という明確な配慮が見受けられる。ただし、博物館、観光施設のどちらでいく、方向性を明示していただきたい。					
の受方向性評価結果を今後	部内の運営検討会での協議結果等を踏まえて、今回の行政評価委員会の意見等も取り入れ、全庁的な検討・協議を進め、今後の方針を決定する。なお、当館は「教育・文化施設」としての位置づけと、「集客観光施設」としての両面をもっているため、こうした特性を活かせる工夫も必要である。					

所属名		地域文化課(かわらミュージアム)		かわらミュージアム運営 事業	
区 分		窓口 業務			
業務の概要		開館準備と閉館作業、入館者及び貸館受付、来館者サービス、利用者数及び料金の集計業務			
地域文化課(かわらミュージアム)による業務の現状分析(評価材料)	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	来館者の満足度を上げるために展示品の案内などのサービスを提供する。		
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市民と観光客等の来館者		
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	開館準備と閉館作業、入館者及び貸館受付、来館者サービス、利用者数及び料金の集計業務を行う。また、アンケート用紙と雑記帳等により来館者の声を聴取し、窓口サービス向上のために情報を収集する。		
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	適切な受付・対応や案内ができるように基本的な面について「文化の視点」から再点検して「窓口サービスの向上」に努め、来館者の満足度を高める。		
業務の点検	平成19年度達成状況 目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
		$\frac{(\quad)}{(\quad)} = \#DIV/0! \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 適切に業務を推進し、来館者の満足度を高めることができた。(アンケートや雑記帳)			
法律関係	義務的に実施する	かわらミュージアムの設置及び管理に関する条例			
	他の根拠法令等(法律・条例等)	-			
業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
	平成19年度	来館者サービス事業(入館受付・案内・各種料金に関する経理等)		5,027 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.11 人 1,055 千円	
	平成20年度	来館者サービス事業(入館受付・案内・各種料金に関する経理等)		5,100 千円	
業務内容の今後の方向性					
部内の運営検討会での協議結果を踏まえて全庁的な検討協議を進め、今後の方針を決定する。					
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	15 点	合計 72 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	14 点		
		効率化、節約の努力はあるか	15 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	15 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	13 点		
	総合評価	・抜本的な見直しが必要。博物館/観光、以外の第3の道もあるのではないかと。 ・博物館として維持していくのか、観光に位置付けるのかという議論中とのこと。政策転換の重要な局面と思われる。 ・「見直す」という明確な配慮が見受けられる。ただし、博物館、観光施設のどちらでいく、方向性を明示していただきたい。			
の受け付け方向性の今後を	部内の運営検討会での協議結果等を踏まえて、今回の行政評価委員会の意見等も取り入れ、全庁的な検討・協議を進め、今後の方針を決定する。なお、当館は「教育・文化施設」としての位置づけと、「集客観光施設」としての両面をもっているため、こうした特性を活かせる工夫も必要である。				

所属名		情報政策課		行政番組作成 事業	
区 分		行政番組作成 業務			
情報政策課による業務の現状分析(評価材料)		業務の概要		CATVのTVメディアを通じて行政情報・地域情報をきめ細かく、わかりやすく、リアルタイムに情報提供を行っている。又、変わりゆく市内の街並みなどを映像として記録していくという役割も担っており、市の歴史を振り返るうえでは、後世の人たちへの資料(映像記録媒体)ともなる。	
		業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	広報機能充実とTVでの情報公開を積極的に進めていくことで、透明性の高い行政を目指す。	
			対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市民	
			手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	透明性の高い行政を目指し、テレビ広報により一層の情報公開を高める為、台本・シナリオに関しては、各課で作成を行い、CATVとの調整は当課で行なっている。撮影収録・編集・放送は、近江八幡ケーブルネットワーク㈱に委託。	
			目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	CATVのTV広報による市民生活向上や行政参画意識の高揚を図り、又、職員の情報公開認識を高めることになっている。今後もTV広報を通じて行政情報はもちろんのこと近江八幡市を再発見、再認識してもらう為に、市の魅力を伝えていき、自分たちのまちに自信と愛着をもてる放送を目指す。(行政番組)・ときめき八幡(30分制作)×52週、各種団体からのおたより(10分制作)×28週、地域文字ニュース×52週、市議会中継	
業務の点検	平成19年度達成状況		平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)		
	目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)		$\frac{52 \text{ 週}}{52 \text{ 週}} = 100 \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 行政番組年間計画に基づく(年52週、1週間30分番組)その他、議会中継、特別番組がある。		
法律関係	法律等に基づかない業務				
	他の根拠法令等(法律・条例等)				
業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
	平成19年度	行政番組の作成及び放送		75,791 千円	
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.7 人	3,885 千円
	平成20年度	行政番組の作成及び放送		30,000 千円	
業務内容の今後の方向性					
第三セクターである近江八幡ケーブルネットワーク㈱の経営などを19年度に見直した結果、20年度中に㈱ZTVと合併することになり、合併前効果などから、行政番組制作委託金額が3千万円程度(20年度)に費用を抑えることができる見込みである。今後も経費の節約に努めていき、市民にとってより良い、役に立つ番組を制作を行なっていく。					
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	14 点	合計点数	52 点
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	9 点		
	効率化、節約の努力はあるか	9 点			
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	11 点			
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	9 点			
総合評価	・成果を何にするか、考える時期ではないか。 ・地デジ化をターニングポイントとして政策環境が変化する。 ・見直しの際には指標や成果をどうやって確認していけばよいのかについても議論していただきたい。 ・番組のネタ作りをしている、各課の人件費は不明。				
の受け評価の方向性	ケーブルテレビについて言えば、地上デジタル放送化は、アナログ放送に比べ、伝達できる情報量が増加する、双方向の情報伝達が可能になるなどメリットが大きい。反面、一般的に受信料や放送設備への投資が必要など、経費が増加する。昨今、市民の行政への参加を求める中、市の情報公開や広報活動はますます需要が高まってきている。本市では、現在、市民への情報伝達手段として、広報紙、ケーブルテレビ、ホームページなどを用いている。これら全般に言えることは、指標や成果を明確に示し、また、とらえることが非常に難しい点であり、十分議論する必要がある。併せて、新たな伝達手段として携帯電話が登場しているが、これに加え、互いの伝達手段が連携し、相乗効果を期待できるよう、今後は各事業を統一的に実施する必要があると考える。				

	所属名	環境課		環境美化推進 事業		
	区 分	美化推進対策 業務				
① 環境課による業務の現状分析（評価材料）	業務の概要		良好な生活環境の形成をはかるため、市内巡回/パトロールによる不法投棄禁止及びポイ捨て禁止の啓発を行う。 ①散在性ごみ及び不法投棄物の回収及び運搬 ②自治会による清掃奉仕活動にともなう草等収集運搬 ③環境美化重点地域として夏期における湖岸の清掃ビーチクリーナーによる清掃を実施する。			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	行政と市民等が協働して市域の環境美化の促進をはかり、清潔で美しいまちづくりを進め、良好な生活環境の形成をはかる。			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市域全体			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	①市内巡回/パトロールによる不法投棄禁止、ポイ捨て禁止のための啓発活動と散在性ごみ及び不法投棄物の回収業務をシルバー人材センターに委託する。 ②自治会清掃によるごみ(草等)の収集車両の配車を株式会社日吉に依頼すると共に、直接搬入に対する搬入許可の発行 ③ビーチクリーナーによる湖岸清掃を株式会社日吉に委託する。			
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	①クリーンパトロール隊年間180日出動 ②自治会清掃等車両配車事業 4トンパッカー車36台 2トンパッカー車34台 ③ビーチクリーナー清掃事業4ヶ所を実施する (延長1.5km, 回収19㎡)			
	業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) $\left(\frac{102}{125} \frac{\text{実施自治会}}{\text{自治会数}} \right) = 81.6 \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績			
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	クリーンパトロール隊:年間180日出動 自治会清掃等車両配車事業:4tP36台, 2tP34台配車 ビーチクリーナー清掃事業4ヶ所(延長1.5km, 回収20㎡)			
	法律関係	任意で実施する	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条			
		他の根拠法令等(法律・条例等)	市ごみのないまちさわやか条例第8条 市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第6条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条			
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
平成19年度		クリーンパトロール隊による市内巡回、自治会清掃に伴う草回収等の車両配車			4,280	千円
		業務に要した人員数及び人件費相当額	0.096	人	673	千円
平成20年度		クリーンパトロール隊による市内巡回、自治会清掃に伴う草回収等の車両配車、湖岸清掃			3,934	千円
業務内容の今後の方向性						
散在性ごみ及び不法投棄の増加と不法投棄の悪質化傾向のなかで、良好な生活環境を維持するため、日常の監視、啓発活動は不可欠となってきているため今後も継続して取り組む必要がある。						
② 行政評価委員会による評価結果	項目別点数	①説得力、わかりやすさ	20	合計点数	100	点
		②結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	20			
	③効率化、節約の努力はあるか	20				
	④市として「持続可能であるか」への配慮の有無	20				
	⑤結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	20				
総合評価	・地道な努力が必要な事業と思量する。 ・業務を実施しなかった場合の想定される事態が不法投棄の温床の除去という視点を含めて示されており、業務実施の必要性と持続可能性への配慮がよく理解できた。 ・成果の把握の努力がみられた。					
③ 今後の評価の結果方向性を受けて	散在性ごみ及び不法投棄の増加と不法投棄の悪質化傾向のなかで、良好な生活環境を維持するため、日常の監視、啓発活動は不可欠となってきているため今後も継続して取り組む必要がある。 また、二次的効果として地域住民による地域の環境美化を推進することは市民が自ら住む地域へ愛着と誇りを持つための第一歩であり、地域における互助活動により自らのまちづくりのきっかけを提供できるものであり、地域の環境美化を推進することによりゴミのポイ捨て禁止や不法投棄防止への啓発にもつながる。					

所属名		環境課		環境美化推進 事業								
区 分		さわやか環境推進 業務										
業務の概要		さわやか環境推進員(全自治会委員委嘱)を通じた地域啓発活動と琵琶湖ルール周知など日常啓発及び指導を行う。 また、さわやか環境推進員を通して「ごみゼロ大作戦、琵琶湖の日等」の環境美化推進のための取り組みなどを通して啓発を行う。										
業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	各自治会の清潔で美しいまちづくりを進め、良好な生活環境の形成に資する。										
	対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	さわやか環境推進員										
	手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	さわやか環境推進員による清掃活動や地域環境パトロールなどを通じ、県下一斉取り組みの基準日における街頭啓発や地域での啓発活動を実施する。										
	目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	さわやか環境推進員を中心に、ごみステーションの適切な管理、県下一斉の環境美化の日への取り組みなど清潔で美しいまちづくりを進める。										
業務の点検	平成19年度達成状況 目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)										
		<table border="1"> <tr> <td>(102 実績数)</td> <td>=</td> <td>81.6</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>(125 対象数)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>目標数値の設定根拠・目標に対する実績</p> <p>さわやか環境推進員を中心に、ごみステーションの管理を適切に実施していくことと市域の環境美化向上に係る地域での啓発活動に取り組んでいただいているが、県下一斉の取り組み実績では36%の参加であったが、地域環境美化に向けての清掃活動では102自治会が取り組んでいる。</p>					(102 実績数)	=	81.6	%	(125 対象数)	
(102 実績数)	=	81.6	%									
(125 対象数)												
法律関係	任意で実施する	市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第24条										
	他の根拠法令等(法律・条例等)	近江八幡市ごみのないまちさわやか条例第8条 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例第3条第2項、 市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例第6条										
業務に要した経費	年度区分	業務内容			決算額・決算見込み額							
	平成19年度	地域環境美化活動 日常啓発指導業務 県下一斉環境美化の日への参加			0 千円							
		業務に要した人員数及び人件費相当額			0.129 人 1,099 千円							
	平成20年度	地域環境美化活動 日常啓発指導業務 県下一斉環境美化の日への参加			0 千円							
業務内容の今後の方向性												
ごみステーションの管理については、ごみ出しマナーの低下、ステーションへの不法投棄等課題も多く、その先頭に立って指導等に当たっていただく推進員制度の設置意義は必要性が増してきている。 また、まちづくりの一環においても地域自らが生活に密着したごみの監視を行うことは意義深いところである。 なお、地球温暖化等の地域での取り組みも今後の課題でありさわやか環境推進員の設置意義、役割など再検討を要する。												
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	18 点	合計点数	85 点							
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	17 点									
		効率化、節約の努力はあるか	17 点									
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	16 点									
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	17 点									
総合評価	・自治会間の格差の把握、負担の公平化の仕組みづくりが重要と思われる。 ・必要性は理解できた。ただし、推進員の選定方法は公平性を欠いており、今後もこの制度が維持継続できるのかどうか、若干の疑問を感じる。											
の受 方 け 評 価 性 の 結 果 を 後	今後は、ごみ問題をはじめ、地球温暖化などの新しい環境問題などに特に関心のある人を自治会での選任を依頼する。 また、新たな取組も新しい環境問題に対して、地域での取組をしていく必要が生じており、今後も継続して取組を行っていく。											

平成19年度実施業務の評価

No.21

所属名		人権施策課		近江八幡市人権センター支援 事業				
区		分		人権センター支援事業補助金交付 業務				
① 人権施策課による業務の現状分析（評価材料）		業務の概要		人権センターが行う、調査研究事業・各種相談事業・人権尊重のまちづくり推進協議会活動に対し、補助金を交付する				
		業務の分析	目的(何のために) (最終目標)		あらゆる人権問題の解決に向けて、市民との協働による啓発活動を通じて差別を解消し、明るく住みよい人権擁護都市を実現する			
			対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】		(財)近江八幡市人権センター			
			手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】		・補助率100% ・法人運営費補助 11,891千円			
			目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】		理事会、運営委員会の開催、市民人権学習会、人権塾、人権啓発映画会、夏休み親子ふれあい劇場、春休み親子ふれあい劇場、人権フェスティバル、市青年集会、市女性集会センター利用者研修会、女性と子どもの悩み相談、ホームページ事業、(財)人権センターだより「なかま」の発行等の事業に対して適正に補助金を交付する			
		業務の点検	平成19年度達成状況		平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
			目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)		$\frac{(\quad)}{(\quad)} = \#DIV/0! \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:A) 市民人権学習会、人権塾、人権啓発映画会、夏休み親子ふれあい劇場、春休み親子ふれあい劇場、人権フェスティバル、市青年集会、市女性集会センター利用者研修会、女性と子どもの悩み相談、ホームページ事業、(財)人権センターだより「なかま」の発行等が事業計画に基づき、実施された			
法律関係	法律等に基づかない業務							
	他の根拠法令等(法律・条例等)		・近江八幡市人権擁護に関する条例第7条 ・近江八幡市補助金に係る予算の執行の適正化に関する規則 第3条 ・(財)近江八幡市人権センター支援事業補助金交付要綱第1条					
業務に要した経費	年度区分	業務内容			決算額・決算見込み額			
	平成19年度	・理事会、運営委員会開催・人権のまちづくり講座・人権フェスティバル、女性集会、青年集会等の開催・各種講座の企画開催			11,891 千円			
		業務に要した人員数及び人件費相当額			0.05 人 454 千円			
	平成20年度	・理事会、運営委員会開催・人権のまちづくり講座・人権フェスティバル、女性集会、青年集会等の開催・各種講座の企画開催			11,432 千円			
業務内容の今後の方向性								
事業内容及び事業費を見直し、平成19年度より、指定管理者制度による施設管理及び7つの人権啓発を委託することで、補助金の経費削減を行った。指定管理者制度による月次報告等で詳細の経過観察を行い、啓発活動内容及び啓発方法を検討する。								
② 行政評価委員会による評価結果	項目別点数	①説得力、わかりやすさ	9 点	合計点数	49 点			
		②結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	12 点					
	③効率化、節約の努力はあるか	8 点						
	④市として「持続可能であるか」への配慮の有無	9 点						
	⑤結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	11 点						
総合評価	・平成23年の公益法人改革に期待したい。 ・指定管理者の見直し、公益法人改革等の改革を上手く活用し、施策・事業の見直しを進めて頂きたい。 ・財団をどうするのか聞かれて、ヒアリングでは、協議を重ね検討する以上の意味の回答は得られなかった。検討するにしても、存続・廃止のどちらの方向で検討するのか市の担当課の主体性が見えない。とにかく説明が分かりにくい。							
③ 受け手側の評価結果	財団法人近江八幡市人権センターは、人権啓発の拠点であり、市と協働で啓発活動を推進していくことが必要ですが、運営費補助等の支援策については、見直す方向で検討していきます。財団に対する検証などから市としての役割は果たしつつあるものと判断しています。また、関係する各課の業務内容については、見直し統廃合する方向で整理を行い分担を明確にしていきます。これら公益法人改革に伴う施策や事業の見直しと指定管理のあり方について平成21年度中に方向性を決めたいと考えています。							

所属名		教育総務課		小学校教育教材 事業	
区 分		小学校教育教材整備 業務			
教育総務課による業務の現状分析 (評価材料)	業務の概要		教材として使用する消耗品・備品(図書を含む)を整備する。 予算要求は教育総務課で行い、予算執行は、各学校へ配分し執行する。 教育総務課ではその執行状況の確認と調整を行う。		
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	児童の教育環境の向上を図る		
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	小学校		
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	各校の購入希望設備等の調査(ヒアリングの実施) 予算要求・配分・執行管理(確認と調整)		
	業務の点検	目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	図書を計画的に整備する		
		平成19年度達成状況 目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) $\frac{(\quad)}{(\quad)} = \#DIV/0! \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:A) 各校の図書の充実が着実に進んでいるため		
	法律関係	義務的に実施する	学校教育法 第5条		
		他の根拠法令等(法律・条例等)	-		
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額
		平成19年度	教材に必要な消耗品及び備品また図書等の整備		22,748 千円
業務に要した人員数及び人件費相当額			0.0135 人	78 千円	
平成20年度	教材に必要な消耗品及び備品また図書等の整備		14,578 千円		
業務内容の今後の方向性					
平成21年度では、学習指導要領の改訂により、新たに必要となる理科の実験教材等を整備する。					
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	8 点	合計点数 40 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	7 点		
		効率化、節約の努力はあるか	9 点		
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	11 点		
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	5 点		
総合評価	・学校現場に任せているためか、「わかりにくい」。要するに、予算の配分だけなのか。 ・予算は分けるべき。それに基づいて成果を論ずるべき。また、その基本となる「計画」を明確にして欲しい。 ・目標に「計画的に整備」とあるが、計画性が見られない。 ・「金があるから出す。買う本や備品については、小学校任せ」というスタンス。口出しするかどうかはともかく、担当者としての成果の把握、購入方針の適切性のチェックへの努力は見せて欲しい。ただし、どうしても必要な本と余裕があれば買いたい本の区別をつけようとしている点は評価できるので、今後一層進めて欲しい。				
の受け評価の方向性結果を	教育委員会として教育行政基本方針等に基づき、図書・教材の購入方針を各校に示すとともに、購入実績及び活用成果の把握に努める。 「早寝・早起き・あさ(あいさつ)、し(食事)、ど(読書)、う(運動)」のスローガンのもと、教育委員会では、児童・生徒の読書を推進するために、学校の整備したい本の分野を把握しながら、整備を行う。ただし、古い本の扱いについては、別途検討を行う。 【教育教材】 学習指導要領の改訂に伴う理科設備(備品・小額設備・消耗品)については、2ヵ年を目処に整備する。				

所属名		図書館		読書活動推進 事業			
区		分		図書購入 業務			
図書館による業務の現状分析(評価材料)		業務の概要		図書、新聞、雑誌等を収集、整理、保存、活用、提供する。			
		業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	活字に触れる機会を促進し、豊かな心と文化を醸成する。			
			対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	市内在住、在学、在勤者等			
			手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	図書の選定 図書の購入・収集 電算入力 整理 利用者に提供			
			目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	利用する誰もが気軽に、求める資料や情報を収集し提供する。			
		業務の点検	平成19年度達成状況 目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) $\frac{(\quad 7945 \quad)}{(\quad 7945 \quad)} = 100 \quad \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 多くのニーズに応えられるよう幅広く資料を収集できた。			
			法律関係	任意で実施する	図書館法第3条		
			他の根拠法令等(法律・条例等)	-			
		業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
			平成19年度	図書の選定・購入・提供		11,668 千円	
業務に要した人員数及び人件費相当額				5.024 人	33,413 千円		
平成20年度	図書の選定・購入・提供		10,494 千円				
業務内容の今後の方向性							
継続的に、雑誌、新規図書や参考資料の検討・見直しを図る。							
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	16 点	合計点数	84 点		
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	18 点				
	効率化、節約の努力はあるか	17 点					
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	16 点					
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	17 点					
総合評価	・データによる説明が良い。ポリシーの説明もわかりやすい。 ・数字の理解が複雑で十分ではなかった。わかりやすくすべきではないか、例えば県内他市の比較など。 ・ニーズに対応、子どもにとって「敷居の低い」図書館を目指す方針とその一貫性は理解できた。						
の受 向け 評価 結果 今後を	市民一人ひとりに、資料提供を通して、読書が生活の重要な部分を占めていることを理解してもらいながら、資料の充実に努める。 (県内他市との比較『図書館の概要 19年版』を手配します。) 教育行政の基本方針である「豊かな心を持ち 自ら学び たくましく生きる人間の育成」を指針とし、利用者の要求に応え、誰でも気軽に無料で利用できる情報拠点としてまた、社会教育の場としての図書館を目指す。						

所属名		総務課		私学振興 事業			
区		分		私学振興 業務			
総務課による業務の現状分析(評価材料)		業務の概要		私立学校に対する運営補助を行う			
		業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	私立学校の振興及び充実を図り、健全な学校運営に寄与するため			
			対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	近江兄弟社学園			
			手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	市内在住の生徒数により補助金を交付する 幼稚園@1,500 小・中学校@2,000			
			目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	私立学校の振興及び充実を図る			
		業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)			
			目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	$\frac{241 \text{ (支給人数)}}{241 \text{ (対象人数)}} = 100 \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 私立学校の健全な学校経営に寄与するため、適正に補助金を交付する。(幼稚園78人、小学校69人、中学校94人 計241人)			
		法律関係	法律等に基づかない業務				
			他の根拠法令等(法律・条例等)		近江八幡市私立学校振興運営費補助金交付要綱		
		業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
平成19年度	近江兄弟社学園に対する運営補助		443 千円				
	業務に要した人員数及び人件費相当額		0.003 人	29 千円			
平成20年度	近江兄弟社学園に対する運営補助		466 千円				
業務内容の今後の方向性							
補助額については平成18年度から半額とした。今後、補助金の算出方法等も含め、私立学校の健全な学校運営に効果的な補助のあり方について検討を行なう。							
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	13 点	合計点数	67 点		
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	12 点				
	効率化、節約の努力はあるか	13 点					
	市として「持続可能であるか」への配慮の有無	18 点					
	結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	11 点					
総合評価	・税金の支出である以上、説明できることは重要。金額の問題ではない。 ・コミュニケーションの糸口として、補助は確かに重要と思われるので、この点の説明も必要ではないか。 ・補助の根拠が、「市民が通っているから」、「公立学校よりも動態的に学費が高つくから」ということであるが、学費の補填でなく、学校に渡しきりにしており、大義名分と支給方法の辻褃が合わない。 ・税金を投入しているのに、何に使われているのか、どんな成果を上げているのか把握できていない。公金の投入なので、少額だから良いというものではない。						
の受け評価結果を今後	公教育を担う市内唯一の私立学校との接点を維持するという観点と保護者の負担を軽減し公立校(園)通学者の保護者負担との一定の均衡を図るという意味合いも含まれていることを踏まえ、当面は補助を継続する。ただし、補助内容については、説明責任が果たせるよう検討を加える。						

所属名		管財契約課		庁舎維持管理 事業				
区 分		公共建築物改修・修繕管理 業務						
管財契約課による業務の現状分析(評価材料)		業務の概要		庁舎(本庁舎、別館、西別館、南別館、福祉事務所)の改修・修繕等				
		業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	執務環境の快適性・清潔性を保ち、かつ安全性を確保し、良好な市民サービスを提供できる環境を維持する。				
			対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	庁舎(本庁舎、別館、西別館、南別館、福祉事務所)				
			手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	日常点検・修繕・工事等により適正な維持・管理を図る。				
			目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	庁舎の適切な維持・管理と庁舎耐震診断結果を受けての耐震補強工事等の検討				
		業務の点検	平成19年度達成状況	平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況) $\frac{(\quad)}{(\quad)} = \#DIV/0! \quad \%$				
			目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)	目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:A) 庁舎(本庁舎、別館、西別館、南別館、福祉事務所)の適切な維持・管理及び庁舎耐震診断結果を受けての耐震補強工事等の検討				
法律関係	法律等に基づかない業務							
	他の根拠法令等(法律・条例等)		近江八幡市公有財産管理規則 第16条 近江八幡市庁舎管理規則 地方自治法、建築基準法					
業務に要した経費	年度区分	業務内容			決算額・決算見込み額			
	平成19年度	庁舎建物の適切な維持・管理及び改修			58,081 千円			
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.31 人	1,998 千円			
	平成20年度	庁舎建物の適切な維持・管理及び改修			64,418 千円			
業務内容の今後の方向性								
庁舎の維持管理、メンテナンスに関する全ての業務(職員課所管宿・日直業務を含め)の委託の可否、長期継続契約の導入について検討								
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	19 点	合計点数	92 点			
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	17 点					
		効率化、節約の努力はあるか	17 点					
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	19 点					
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	20 点					
	総合評価	・レベルの高い説明。 ・推進に際しては工夫と効率化が課題である。 ・わかりやすい。複数の選択肢を熟慮した形跡が見られる。結論は決められないと説明しているが、決められない理由説明も明確であった。						
今後受評性の評価結果の方角	基本設計及び実施設計段階においてコスト縮減を図れるよう綿密な耐震補強計画を立てる必要があると考えています。また、増築部については、ランニングコストを重視した設計思想を元にしてイニシャルコストを切り詰められるよう検討していきたいと考えます。							

所属名		管財契約課		庁舎維持管理 事業		
区 分		公共建築物メンテナンス管理 業務				
管財契約課による業務の現状分析(評価材料)	業務の概要		庁舎(本庁舎、別館、西別館、南別館、福祉事務所)の付帯設備(冷暖房機器・消防設備・自動ドア等)のメンテナンス・管理			
	業務の分析	目的(何のために) (最終目標)	執務環境の快適性・清潔性を保ち、かつ安全性を確保し、良好な市民サービスを提供できる環境を維持する。			
		対象(何を、誰を) 【補助金等の交付先】	庁舎(本庁舎、別館、西別館、南別館、福祉事務所)			
		手段 どのような状態にするのか どのように実施するのか どのような手法で実施するのか 【補助金の積算根拠と補助率】	日常点検・委託・修繕・工事等により適正な維持・管理を図る。			
		目標(成果目標) 平成19年度の達成すべき目標を記入 【補助金等の対象事業の目標】	庁舎付帯設備の点検・保守・管理委託等の適切な維持・管理の実施			
	業務の点検	平成19年度達成状況		平成19年度の目標に対する達成状況(単年度における状況)		
		目標に対する実績(成果) (達成状況とアウトカム)		$\frac{\text{実績}}{\text{目標}} = \#DIV/0! \%$ 目標数値の設定根拠・目標に対する実績 (評価:A) 庁舎(本庁舎、別館、西別館、南別館、福祉事務所)の付帯設備(冷暖房機器・消防設備・自動ドア等)の良好なメンテナンス・管理を実施 平成19年度 電気代 15,370千円 ガス代 321千円 上下水道代 4,344千円		
	法律関係	義務的に実施する		特定建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条		
		他の根拠法令等(法律・条例等)		近江八幡市公有財産管理規則 第16条 近江八幡市庁舎管理規則 地方自治法、建築基準法		
	業務に要した経費	年度区分	業務内容		決算額・決算見込み額	
平成19年度		庁舎付帯設備の適切な維持・管理		18,622 千円		
		業務に要した人員数及び人件費相当額		0.55 人	3,284 千円	
平成20年度		庁舎付帯設備の適切な維持・管理		20,309 千円		
業務内容の今後の方向性						
庁舎の維持管理、メンテナンスに関する全ての業務(職員課所管宿・日直業務を含め)の委託の可否、長期継続契約の導入について検討						
行政評価委員会による評価結果	項目別点数	説得力、わかりやすさ	19 点	合計点数	92 点	
		結論に至る論理の明確性、計算の正しさ	17 点			
		効率化、節約の努力はあるか	17 点			
		市として「持続可能であるか」への配慮の有無	19 点			
		結果の予測、出現した結果の責任(市民への説明責任)	20 点			
総合評価	・レベルの高い説明。 ・推進に際しては工夫と効率化が課題である。 ・わかりやすい。複数の選択肢を熟慮した形跡が見られる。結論は決められないと説明しているが、決められない理由説明も明確であった。					
の受け評価結果を今後	庁舎の維持管理については、建物の老朽化と反比例して増加します。空調機器やエレベーター・自動ドアなどの機器は日常点検時に不具合を抽出するよう努力しています。特に空調機器については老朽化が著しいため、機器更新でいくか修繕とするかを見極めながら対応していきます。					